

第 1 期福岡市障がい児福祉計画（第 5 期福岡市障がい福祉計画）（素案）の概要及びパブリック・コメントの実施について（報告）

1 第 1 期福岡市障がい児福祉計画（素案）の概要

【参考】別冊資料 1, 2 頁

（1）計画策定の背景

- 障害者総合支援法及び児童福祉法改正（平成 28 年 6 月 3 日公布，平成 30 年 4 月 1 日施行）
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等に加え，児童福祉法に基づく障がい児通所支援等についてもサービスの提供体制を計画的に確保するため，市町村において「市町村障害児福祉計画」の策定が初めて義務付けられた。

児童福祉法（抜粋）

第 33 条の 20

市町村は，基本指針に即して，障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量（第 3～5 項省略）

6 市町村障害児福祉計画は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」については，「第 4 期福岡市障がい福祉計画」（計画年度：27～29 年度）まで策定済み。

（2）計画策定の趣旨

障害者総合支援法の「全ての国民が，障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため，国の定める基本指針に即し，地域において必要な障がい児通所支援等のサービスが計画的に提供される体制を確保するための事項を定めるもの。

（3）計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間

（4）計画の位置づけ

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」（第 5 期福岡市障がい福祉計画）と一体の計画として福岡市保健福祉審議会（障がい者保健福祉専門分科会）へ諮問し，策定するもの。

国・福岡県の計画との整合性を図りながら，「福岡市障がい者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」である「福岡市保健福祉総合計画 障がい者分野」やこども施策を総合的・計画的に推進するための「第 4 次福岡市子ども総合計画」等との整合性を考慮し策定する。

（5）障がい児通所支援等に関する 32 年度末までの数値目標（抜粋） 【参考】別冊資料 16, 17 頁

- 重層的な地域支援体制の構築
児童発達支援センターの設置 … 12 か所（28 年度末：11 か所）
- 重症心身障がい児等への支援体制確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 … 6 か所
（28 年度末：5 か所）
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 … 設置する

（6）障がい児通所支援等に関する各サービスの概要・見込量（抜粋） 【参考】別冊資料 23, 24 頁

- 障がい児通所支援

サービスの種類		サービスの概要	見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行うものです。	9,219	9,208	9,132
	人		852	851	844
医療型児童発達支援	人日	児童発達支援及び治療を行うものです。	650	650	642
	人		90	90	89
居宅訪問型児童発達支援	人日	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して，居宅を訪問して，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，生活能力の向上のために必要な訓練，その他必要な支援を行うものです。	40	40	40
	人		40	40	40
放課後等デイサービス	人日	授業の終了後又は学校休業日に，施設に通わせ，生活能力向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。	39,300	46,537	54,153
	人		2,441	2,855	3,302
保育所等訪問支援	人日	保育所等を訪問し，障がい児に対して，障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。	40	40	40
	人		20	20	20

※人：1 月あたりの実利用人数

※人日：月間の利用人数（実人数）× 1 人 1 月あたりの平均利用日数

2 計画策定の経過と今後のスケジュール

時 期	内 容
平成29年 5 月	福岡市保健福祉審議会へ諮問
7～9 月	障がい者保健福祉専門分科会（3 回開催）
10 月	第 2 委員会（パブリック・コメント案報告）
11～12 月	パブリック・コメント実施 ※
平成30年 1 月	障がい者保健福祉専門分科会及び答申
3 月	第 5 期福岡市障がい福祉計画 策定

※パブリック・コメントは平成 29 年 11 月 6 日（月）から 12 月 8 日（金）まで実施。

計画素案は市ホームページ，こども未来局こども発達支援課，情報プラザ（市役所 1 階），各区役所，心身障がい福祉センター，西部療育センター，東部療育センター等で閲覧が可能。